

杉並区立学校における義務教育  
保護者負担軽減のあり方について  
(報告書)

令和5年5月

杉並区立学校における義務教育保護者  
負担軽減のあり方検討委員会

## 1 はじめに

2021年の国立社会保障・人口問題研究所の調査において、理想の数の子どもを持たない理由の一番多い回答が、「教育費にお金がかかりすぎる(52.6%)」となっている。こうしたことを背景に令和4年の国内における出生数が80万人を割り、統計のある1899年以降最少の人数となった。これは国の予測を11年も上回る早さで少子化が進んでおり、早急に効果的な子育て支援、教育支援の実施が求められている。先の調査での教育費の中には、習い事や塾等に要する経費、今後の高校、大学の進学に備えた学費によるところが大きいものと予想されるが、小中学校に子どもを通わせることに伴って保護者が負担する金額も一定の額を占めている。そこで区立学校に通学する児童・生徒を持つ子育て世帯の保護者負担の現状を把握し、区が実施すべき望ましい保護者負担軽減の方向性について検討することとした。

## 2 杉並区立学校における義務教育保護者負担軽減のあり方検討委員会

杉並区立学校における義務教育保護者負担軽減のあり方検討委員会は、杉並区立学校(杉並区立学校設置条例(昭和35年杉並区条例第1号)別表に規定する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。)において保護者が負担する学用品費及び給食費等の就学に必要な経費の軽減のあり方について検討するために設置(資料1)し、検討を行った。

委員会の構成員は委員名簿(資料2)のとおりである。

## 3 現状における義務教育保護者負担

義務教育に要する費用については、憲法第26条第2項の規定により、法律で定めるところにより、義務教育は無償とすると定められている。しかし、この範囲については、最高裁判決により、授業料の無償を指すものとされており、個々の項目についてはそれぞれ法律で定めることとされ、教科書は「義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律」により無償とされている。このほか、給食に関しては、「学校給食法」において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とされ、区の現状においては、食材料費相当額を保護者負担(直近の物価高騰分は区負担)としている。そして、低所得等対策として、この間、国は、経済的に就学が困難な者へは生活保護・就学援助制度で救済しているとしている。

一方で、学校給食費の負担の軽減について文部科学省は、義務教育諸学校の設置者の判断により、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担の軽減を図ることは可能との見解を示している。

これにより、学校給食費の無償化を実施する自治体が増加(R5.4.1現在:451自治体)している。

項目	保護者負担	根拠法令	備考
義務教育	無償	憲法第 26 条第 2 項	最高裁判決：憲法で定める義務教育の無償とは、授業料を指すが、個々の項目は、法律で定める。
授業料	無償	教育基本法	
教科書	無償	教科書無償措置法	
給食（施設・設備費、人件費等）	無償（学校設置者負担）	学校給食法	
給食（食材料等）	有償		

#### 4 義務教育保護者負担軽減に関する国、都、他自治体の動向

国は、令和 5 年 3 月、「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、児童手当所得制限撤廃と年齢引上げを明記する方針を固めた。また、都では、国の補助に上乗せし、令和 2 年度から私立高校等の授業料無償化を行っているほか、18 歳以下の子どもを対象に、新たに所得制限なく一律月額 5,000 円を給付する「018 サポート」を令和 5 年度に実施するとしている。特別区においても 11 区（R5. 5. 16 現在）が対象を限定している場合を含め、学校給食費の無償化を実施するほか、区が独自に子育て世帯への現金給付を行うなど、保護者の負担軽減策を実施している。

#### 5 杉並区における保護者負担軽減の現状

##### (1) 区独自に対象者に対して一律に公費で負担しているもの

保護者負担軽減のため、区立小中学校の児童生徒の保護者に対し、区独自で次の項目について公費負担としている。

##### ① 小学校及び特別支援学校（小学部）

- ・ 教材費（ドリル・ワーク）（全学年）
- ・ 移動教室における施設入場料及び体験学習に係る費用（5・6 年）
- ・ 校外学習における施設入場料（全学年）

##### ② 中学校及び特別支援学校（中学部）

- ・ スキー移動教室のレンタル用具（スキー板・ストック・スキー靴・ゴーグル・ゼッケン）費用（2 年）
- ・ 特別支援学級連合スキー移動教室のインストラクター費用と通常学級のインストラクター費用との差額分（1～3 年）
- ・ フレンドシップスクールにおける施設入場料及び体験学習に係る費用（上限あり）（1 年）

③ 全区立学校

- ・ 学校給食費の一部(直近の物価高騰対策)一食当たり 9 円～13 円(令和 4 年度)

④ 特定の児童生徒を対象に無料で実施している事業

- ・ 海外留学事業、自然体験交流事業など

(2) 所得に応じて対象者に支援を行うもの(就学援助・生活保護)

就学援助は経済的な理由で義務教育の就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費や学校給食費など学校で必要な費用の一部を援助することを目的で行っている。

対象者は杉並区在住で、国公立小学校・中学校に通学している児童生徒と同居の保護者で、次のいずれかに該当する者である。

- ・ 生活保護(生活保護法による教育扶助)を受けている保護者
- ・ 前年 4 月 1 日以降に、生活保護が停止・廃止になった保護者
- ・ 前年の世帯所得金額の合計が、教育委員会で定める認定基準額以下の世帯

支給内容は、学用品費、学校給食費、入学準備金、移動教室費、修学旅行費、学校行事費、卒業アルバム代などであり、支給額は年額約 6 万～18 万円(学年や支給費目により異なる)になる。

令和 5 年度から認定基準を生活保護認定基準の 1.2 倍から 1.3 倍に引き上げ、対象とする保護者を拡大した。

6 保護者が負担している経費について

教育委員会で把握している学校納付金調査等の金額のほか、保護者が直接負担している経費について学校に調査(令和 5 年 1 月)を行い、保護者が負担している金額の把握を行った。その結果、保護者が負担している金額は次頁の表のとおりであり、就学援助等を差し引くと、毎年度約 30 億円となっている。

これらの経費を公費負担とする場合は、昨今の児童生徒数の増加や物価が高騰している状況を踏まえると、費用が更に増加することが見込まれる。

単位：円

区分	項目	一人当たり	総額 (一人当たり×人数)
小 学 校 22,182 人	学用品費	32,649 円	724,220,118 円
	教科外活動費	4,614 円	102,347,748 円
	学校給食費	54,015 円	1,198,160,730 円
	その他 (卒業アルバム、PTA 会費など)	7,525 円	166,919,550 円
	小計	<b>98,803 円</b>	<b>2,191,648,146 円</b>
中 学 校 6,791 人	学用品費	62,895 円	427,119,945 円
	教科外活動費	37,458 円	254,377,278 円
	学校給食費	63,315 円	429,972,165 円
	その他 (卒業アルバム、PTA 会費など)	9,711 円	65,947,401 円
	小計	<b>173,379 円</b>	<b>1,177,416,789 円</b>
合 計			<b>3,369,064,935 円</b>

人数は令和 5 年 4 月推計値

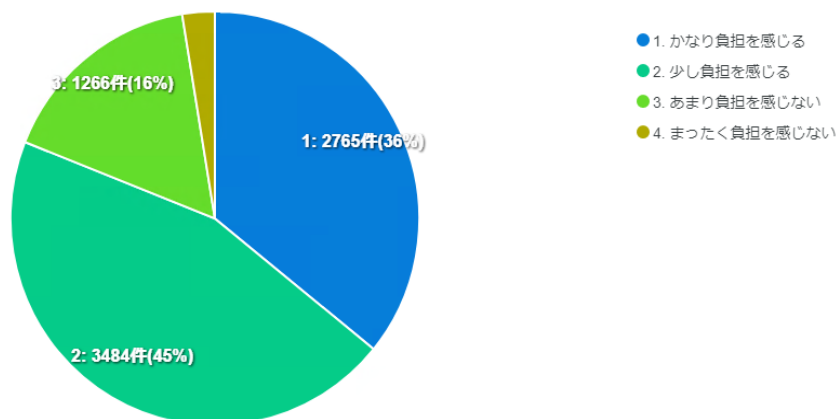
## 7 保護者のニーズ

### 【保護者アンケート】

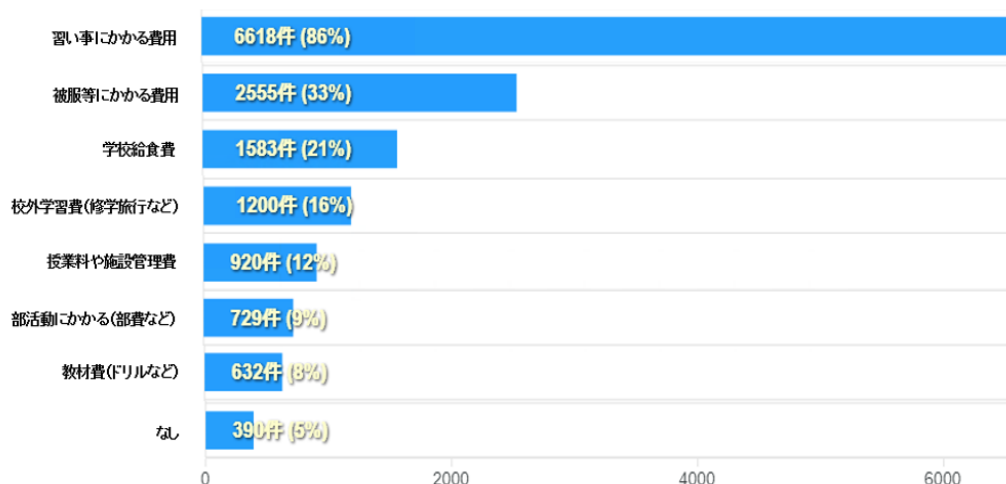
保護者負担軽減の検討に当たり、保護者の現状等を把握するため、区立小中学校の児童生徒の保護者あてにアンケートを実施した（令和 5 年 3 月）。世帯数にして約 2 万 2060 世帯の内 7,713 世帯（35%）からの回答があった。

アンケートの結果によると、教育費についての負担感に関する設問では、「かなり負担を感じる」、「少し負担を感じる」を合わせると、81%にも上り、多くの世帯で負担を感じている結果となった。このうち負担と感じる経費については、「習い事にかかる費用」が九割近くと突出して高く、次に「被服等に係る費用」、「学校給食費」の順となっており、多くの保護者が習い事の塾代等に負担を感じている。

お子さんの教育にかかる経費（教育費）について経済的に負担を感じることはありますか。



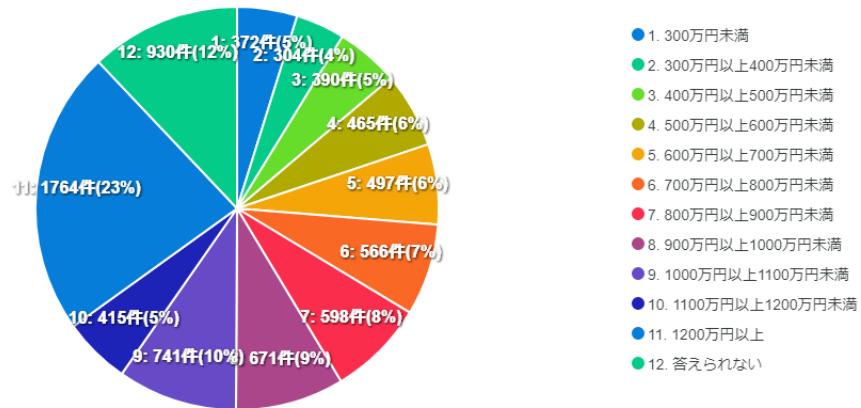
教育費のうち負担と感じる経費のうち、あてはまるものをお答えください（3つまで）。



世帯全体の1年間の収入については、1,200万円以上が23%、1,000万円以上では38%、900万円以上では47%に上っている。現行の児童手当は、夫婦と子ども2人の場合、どちらかの年収が960万円を超えると特例給付（月額5000円）となり、1,200万円を超えると対象外となる。東京都の高校授業料無償化では、私立学校に通っている場合、最大469,000円（年額）が支給されるが、これも年収目安で910万円を超えると対象外となり、また奨学金についても所得制限が設けられている。こうしたことから、960万円を超える世帯の多くは経済的な支援を受けられない状況にあり、負担が大きくなっている。

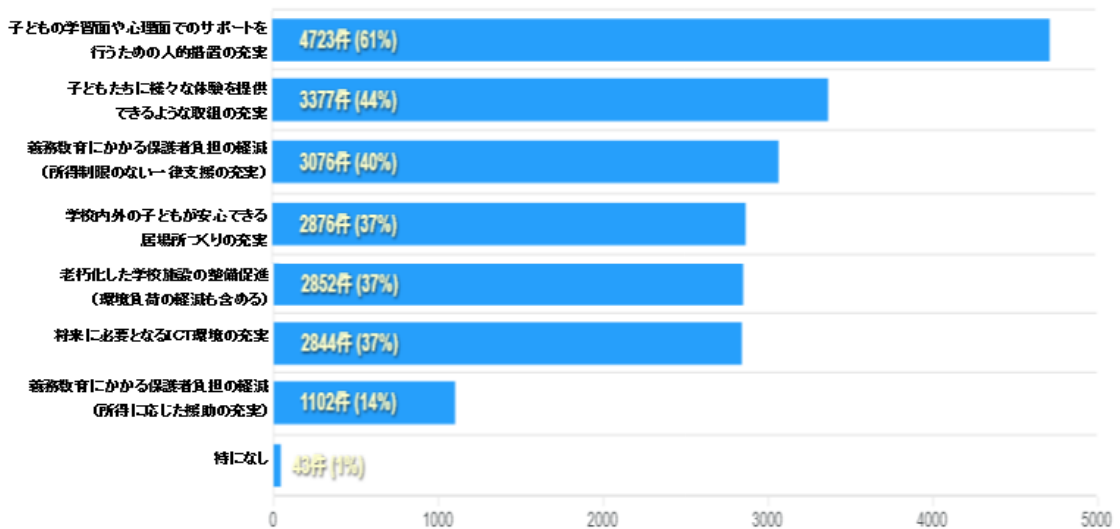
アンケートの自由記載欄においては、「子育て、教育においては、平等に一律の支援であるべき」、「所得制限はなくすべき」、「税金が累進課税で所得に応じて徴収されながら、こうした教育支援が受けられないことは納得できない」といったものが多く、その他「所得ではなく、子どもの数に応じた支援をしてほしい」、「使い回しのできる教材等は公費で購入し共有すべき」といった意見が寄せられている。

世帯全体の1年間（令和4年1月～12月）の収入（年収）について、あてはまるものをお答えください。[※収入のある方全員の収入額の合算をお答えください。]



この他、教育施策で特に必要と思われるものという設問では、「子どもの学習面や心理面でのサポートを行うための人的措置の充実」が六割超となり、次いで「子どもたちに様々な体験学習を提供できるような取組の充実」、「義務教育にかかる保護者負担の軽減（所得制限のない一律支援の充実）」の順で多かった。

教育施策で特に必要と思われるものをお答えください（3つまで）。[義務教育に係る保護者負担とは、給食、教材、体育着等に対する一律支給などです。]



## 8 保護者負担軽減の望ましい手法と考え方

少子化が進んでいる大きな要因の一つとして教育費に対する負担感があり、これを解消していくためには、収入、家族の状況にかかわらず、公平・平等に、子どもは地域、社会全体で支えていくという視点で施策を構築していく必要がある。こうした対策は、国が中心となって進めていくべきと考えるが、地域ごとに特性も異なることから、住民に最も近い基礎自治体において、できることから取り組む必要がある。

その一つとして、前記5で示した一律の公費負担がある。1,000万円を超える世帯収入であっても教育費に負担感を持つ保護者が多い中、これに応えるには、現行の就学援助の認定基準を大幅に引き上げる必要があるが、そのことにより「経済的な理由で義務教育の就学が困難な児童生徒の保護者を対象に援助を行う」とする就学援助の目的から大きくかい離してしまう。また、引き上げたとしても、認定基準を定める以上、援助を受けられる世帯と受けられない世帯が生じる状況は変わらない。これらのことを踏まえると、公平性の観点からは、要する費用のすべてを支援するものではなく、支援する項目を絞ってでも一律の助成を行うことが望ましい。

## 9 保護者負担としている項目の検証とそれにかかる経費

一律の公費負担をするにあたって、個別に保護者負担軽減を実施した場合の効果や課題の整理を行う。

※（ ）内の金額は、現在保護者が負担する経費を、公費負担とした場合の経費)

### (1) 学用品 (小 724, 220, 118 円、中 427, 119, 945 円)

#### ① 学校が一括で購入し配布しているもの (学校徴収金) (中 114, 435, 141 円)

例：中学校のドリル、ワークなど

#### 【効果】

- ・小学校で実施しているため、同一の対応となる。
- ・教材費の徴収事務がなくなる。
- ・毎月の支払に係る家庭の負担が減る。

#### 【課題】

- ・小学校では教材費の公費負担を実施しているが、中学校に関しては各校で教材の種類や金額に差がある (令和4年度 15,000円から 24,000円まで) ため購入する物品の統一化や精査が必要となる。

#### ② 学校が推奨品を指定しているもの、鉛筆等の文房具で保護者が準備するもの

(小 724, 220, 118 円 中 312, 684, 804 円)

例：体操着、標準服、上履き、鉛筆、筆箱など

#### 【効果】

- ・保護者が購入、準備する手間がなくなる。



- ・例えば習字道具や裁縫道具などを学校で管理し、共用して使用することが可能となり、個人で所有することがないため資源面での削減に寄与できる。

**【課題】**

- ・体操着や標準服、上履きなど個人によって買替の時期が異なるものがある。
- ・共有することで学校の管理方法や保管場所の確保等、学校運営に影響が出ている。

(2) 教科外活動費（小 102,347,748 円 中 254,377,278 円）

① 修学旅行費（中 143,303,682 円）

**【効果】**

- ・修学旅行費の費用は1人あたり60,000円～70,000円と負担が大きく、補助することで一定の保護者負担軽減が見込まれる。

**【課題】**

- ・修学旅行は中学3年生のみであり、特定の学年に限られる。

② ①以外の行事費（小 102,347,748 円 中 94,102,887 円）

例：移動教室、フレンドシップスクール、校外学習（日帰り）

**【効果】**

- ・移動教室、フレンドシップスクールの賄費相当等を公費負担することで、一定の保護者負担軽減が見込まれる。

**【課題】**

- ・移動教室は小学校5・6年生、中学校1・2年生のみであり、特定の学年に限られる。

③ 部活動に要する費用（中 16,970,709 円）

**【効果】**

- ・保護者の負担がなくなり、自由に部活の種目を選択できる。

**【課題】**

- ・部活動の種目により、要する経費の差が大きいうえに、任意の参加であるため部活動に入っていない生徒は対象外となる。

(3) 学校給食費（小 1,198,160,730 円 中 429,972,165 円）

**【効果】**

- ・保護者が負担している経費のうち給食費が最も高額となっているため、負担軽減の効果は高い。
- ・学校や学年での違いがないため公平に補助ができる。
- ・徴収事務及び滞納者への督促がなくなることから、学校現場の業務軽減につながる。

【課題】

- ・一律に無償化した場合、年間約 17 億円を要する。
- ・私立、国立、都立校（以下「私立学校等」という。）に通学する児童、生徒を対象に含めた場合、区が負担する経費は更に増大する。また、その対象者の確認手段、補助方法及び補助金額の算定など、数多くの課題がある。

10 教育委員会として望ましいと考える支援策（公費で負担する必要のある経費）

少子化対策の基本となるのは、社会全体で子育てを支えるという視点に立って施策を進めていくことである。このことから、保護者の負担額が高く、より多くの児童生徒が対象となって、公平に給付できる前記 9 の(3)学校給食費の公費負担（無償化）が支援策としては、区の負担額が高額となるなど課題が多いものの、学用品費や教科外活動費など他の経費に比較すれば、望ましい支援策の候補に適していると考えられる。

国の「こども・子育て政策の強化について（試案）（令和 5 年 3 月）」において、学校給食費の無償化に向けて課題の整理を行うとされたことから、今後、無償化に関する検討がさらに進むものとする。なお、財源の確保や財政負担等が不明確ではあるが、この給食費無償化を進めるにあたり、先行して中学校から実施することや昨今の物価高騰への対応を踏まえ時限的に実施することも有効である。区としては国の動向を踏まえ、検討を進めることが望ましい。

給食費無償化の具体的な手法としては、現物給付とする手法と、学校給食費相当分を金銭で支給する手法がある。金銭給付とした場合、私立学校等へ通う生徒も対象とすることが可能となり公平性の観点から有効である。しかし、この場合、学校給食を実施していない私立学校等や、実施していても単価が異なるなど課題が大きく、実現に向けて相当の期間を要する。

一方、区が設置した区立学校の学校給食費を対象として実施した場合は、徴収手続も不要であり、効率的に実施できる現物給付で支給することが望ましいものとする。

## 11 最後に

本年3月25日に開催された「聴くオフ・ミーティング：杉並区立学校の「給食無償化」を語り合おう！～義務教育での保護者負担や教育費の使い方を考える～」においては、出席した区民から、賛成とする意見のほか、「解決すべき課題も多く、教育分野の予算費削減につながる懸念を抱いている」、といった意見も少なからず示された。また、区立学校で当該支援策を実施した場合、年間約17億円の経費が必要となり、支援が複数年に及べば、累計では相当額にのぼることで、他の事業に向けるべきとの区民意見が寄せられることも想定される。

毎年6月上旬に示されている、国の重要課題や翌年度予算編成の方向性を示す方針、いわゆる「骨太の方針」において、給食費無償化が盛り込まれるとの報道もあるが、財源の負担をどこがどのように担うか明らかになっていない。仮に区が一定の負担を持つことになれば、給食費無償化の実現のために、大幅な事業の見直し等による財源の確保が必要となる。教育委員会事務局だけでは、その削減額・削減範囲にも限界があるため、区を挙げて予算の精査、見直しを図るとともに区民の理解が得られるよう丁寧な説明が必要となる。

また、公費負担に伴い、給食費の公会計化についての検討が必要であり、併せて組織体制や人員体制の検討も必要である。

なお、学用品において、例えば使用頻度の低い物品等を共用化するなど、対応を変えることにより負担軽減できるものは、比較的費用を要せず実施可能なものであることから、実施に向けての検討を進めていく。

さらに、公平性の観点からこれまで特定の児童生徒にのみ無料で実施してきた事業や学校と家庭など学校以外でも活用できるタブレットパソコンなどについての保護者負担のあり方などについては、一律に無償とすべきもの、一定の負担を求めるものなどを整理する必要があり、今後も引き続き検討を行っていくこととする。

その他、保護者アンケートにおいて、保護者が必要と考える教育施策として、「子どもの学習面や心理面でのサポートを行うための人的措置の充実」、「子どもたちに様々な体験学習を提供できるような取組の充実」に関することについて、多くの回答があったことを踏まえ、今後も充実に向け取組んでいく。

## 資料

- ・ 杉並区立学校における義務教育保護者負担軽減のあり方検討委員会設置要綱（資料1）
- ・ 杉並区立学校における義務教育保護者負担軽減のあり方検討委員会委員名簿（資料2）

# 杉並区立学校における義務教育保護者負担軽減のあり方検討委員会設置要綱

令和 4 年 11 月 15 日

杉教第 7377 号

(設置)

第 1 条 杉並区立学校（杉並区立学校設置条例（昭和 35 年杉並区条例第 1 号）別表に規定する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。）において保護者が負担する学用品費及び給食費等の就学に必要な経費（以下「義務教育保護者負担」という。）の軽減のあり方について検討するため、杉並区立学校における義務教育保護者負担軽減のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 義務教育保護者負担軽減に関すること。
- (2) 就学援助に関すること。
- (3) 学校給食費に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 教育委員会事務局次長
- (2) 委員 教育委員会事務局庶務課長  
教育委員会事務局学務課長  
教育委員会事務局学校支援課長  
杉並区立済美教育センター所長  
杉並区立小学校長 1 名  
杉並区立中学校長 1 名  
その他委員長が必要と認める者

(委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(作業部会)

第 6 条 委員長は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の部会長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 作業部会の部会員は、作業部会長が指名する。
- 4 作業部会長は、作業部会を招集し、会務を統括する。
- 5 作業部会長は、必要があると認めるときは、関係する職員を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

杉並区立学校における義務教育保護者負担軽減のあり方検討委員会  
委員名簿

所 属	氏 名	備 考
教育委員会事務局次長（委員長）	齊藤 俊朗	令和4年11月15日～ 令和5年3月31日
	岡本 勝実	令和5年4月1日～
教育委員会事務局庶務課長	村野 貴弘	令和4年11月15日～ 令和5年3月31日
	渡邊 秀則	令和5年4月1日～
教育委員会事務局学務課長	松下 美穂子	
教育委員会事務局学校支援課長	宮崎 敬司	令和4年11月15日～ 令和5年3月31日
	木下 宏純	令和5年4月1日～
杉並区立済美教育センター所長	佐藤 正明	令和4年11月15日～ 令和5年3月31日
	古林 香苗	令和5年4月1日～
杉並区立杉並第六小学校長	守田 聡美	
杉並区立和泉中学校長	松浦 素明	